

次世代育成支援対策の推進に関する

小諸市特定事業主行動計画

急速な少子化の進行並びに地域及び家庭を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育てられる環境を整備するため、国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組むことも目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定され、平成27年4月から同法の一部が改正され、平成37年3月まで10年間延長されました。

小諸市役所では、女性活躍推進法の施行を踏まえ、職員全体が次世代の社会を担う子どもたちの誕生と、その育成の必要性を理解し助け合うとともに、仕事中心の父親像、母親中心の子育ての考え方を見直し、親として子どもたちと十分に触れ合いながら子育てができるよう支援するため、特定事業主として、「次世代育成支援対策の推進に関する小諸市特定事業主行動計画」を策定しました。

小諸市が持続可能な自治体であり続けるためには、定型化・固定化された枠組みにとらわれない、多様かつ柔軟な発想力・創造力が求められています。こうした中であって、全ての職員が、その個性と能力を十分に発揮し、職員の子育てと仕事を両立できる職場環境の整備が図れるよう、本行動計画に沿って、最大限の取組みを進めます。

平成29年4月1日

小諸市長
小諸市議会
小諸市選挙管理委員会
小諸市監査委員
小諸市等公平委員会
小諸市農業委員会
小諸市教育委員会

1 計画期間

本計画の期間は、平成29年4月1日から平成37年3月31日までの8年間とします。ただし、大幅な制度改正があった場合は必要に応じて見直すこととします。

2 計画の推進に向けた体制整備等

組織全体として継続的に推進するため、下記の職員により構成する「小諸市特定事業主行動計画推進委員会（以下推進委員会という）」を設置します。

委員会では、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況や達成状況の点検・評価等について協議します。

なお、委員会の事務局は、総務課職員係とし、職員からの相談窓口を兼ねることとします。

※「女性職員の活躍の推進に関する小諸市特定事業主行動計画推進委員会」と兼ねる。

総務部長
総務課長
議会事務局長
選挙管理委員会等事務局長
農業委員会事務局長
教育次長
労働組合代表
その他市長が必要と認めた者

3 具体的な取り組み事項

(1) 子育てに関する各種制度の周知と意識啓発

妊娠、出産、育児を支援する各種制度について、父親・母親となる職員はもちろん、職場の上司や同僚など、職員全体がよく理解していることが大切です。職員全体の理解と協力を得ることで、効果的な制度となり子育てと仕事の両立が可能となります。

【所属長】

- ・妊娠を申し出た職員に対し、子育てに関連する各種制度、手続きについて説明する。
- ・子育てに関連する各種制度についてパンフレット等を活用して所属職員へ周知し、制度を利用しやすい職場風土の醸成に取り組む。

【総務課（推進委員会）】

- ・行動計画や子育てに関連する各種制度について、政策・課長会議、各種研修会、庁内LAN等を利用し全職員へ周知する。
- ・男性職員の積極的な育児参加を図るための意識啓発を行う。

(2) 妊娠中の母親と子どもへの配慮

妊娠中の職員の健康に配慮し、特に時間外勤務や重量物の取り扱う業務等を制限することが必要です。

また、妊娠が判明したら、できるだけ早い時期に所属長へ申し出ましょう。職場における健康配慮のためには、所属長や同僚の理解と協力が必要です。

【所属長】

- ・妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ・妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じて時間外勤務を命じない。
- ・妊娠中の職員のために設けられている特別休暇制度について周知する。

【総務課（推進委員会）】

- ・妊娠が判明したら、できるだけ早い時期に所属長へ申し出る。

(3) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の推進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、全ての男性職員が取得できる子どもが生まれたときの配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について取得を推進します。

【所属長】

- ・父親となる職員が特別休暇を取得できるよう配慮するとともに、父親となった職員が積極的に育児に参加できるよう、所属職員への理解と協力を促す。

職場全体で父親の育児参加の必要性を理解するとともに、育児参加しやすいように職場内での協力体制を確立し、父親となった男性職員が特別休暇及び育児休業を希望どおりに取得できるようにする。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

子育てと仕事を両立させ、職員の能力や経験を引き続き職場で活かしていくために、安心して育児休業等を取得できるようにする。

【所属長】

- ・育児休業や部分休業の取得の申出があった場合は、業務分担の見直しを行うとともに、必要に応じ臨時職員等の活用により代替職員を配置する。
- ・育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成を図るため、職員が父母になる予定や、父母になったことを所属職員へ報告する。

【総務課】

- ・育児休業中の職員が円滑に職場復帰できるよう配慮する。

(5) 時間外勤務の縮減

子どもとの毎日のスキンシップやコミュニケーションを通じて、子どもも親も成長するものであり、時間外勤務が多く家庭で過ごす時間が少ないことは好ましいことではありません。

また、家族と触れ合う時間を増やすためにも、職員自身が健康であることが必要です。人間らしい社会生活を営み、職員の心と体の健康を維持するためにも時間外勤務の縮減に取り組むことが重要であり、仕事中心の生活パターンや意識を改め、家庭生活や地域活動にも重きを置いたものへと変えることで、子育てと仕事の両立しやすい環境づくりに繋がります。

【所属長】

- ・所属職員の勤務状況を把握し、時間外勤務の適正な管理を行うとともに、時間外勤務縮減の取り組みの重要性について職員の意識改革を図る。
- ・所属職員に時間外勤務命令をする際は、業務の必要性、緊急性を十分判断し、必要最小限の命令を行う。

【職員】

- ・事務の簡素・合理化を推進する。

【総務課（推進委員会）】

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「ノー残業デー（毎週水・金曜日）」の周知徹底を図る。

（6）休暇の取得の推進

子育て中の職員は、健康診断や学校行事など年次休暇等を必要とする機会が増えます。特に男性職員が休暇を取得し家事や育児に関わることは、父親としての責任感の醸成だけでなく、配偶者の育児の負担を軽減させる効果もあります。更に、休暇の取得により親子の触れ合いも増え、子どもの成長にプラスとなります。

職場全体で休暇を取得しやすい環境づくりを行っていくことが、子育てと仕事の両立に繋がっていきます。

【所属長】

- ・所属職員の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な取得を推進する。
- ・各種休暇の取得目標を定めるなど、計画的な年次休暇等の取得を推進する。

【総務課】

- ・職場ごとに年次休暇の取得率を調査し、所属長とのヒヤリング等を通じ取得率の向上を図る。

平成27年度の年次休暇（年間20日付与）の平均取得率は、53.20%でした。このため、時間外勤務時間については、極力縮減を図るとともに、年次有給休暇については、平成33年度までに平均取得率を60%以上にすることを目標とします。

（7）職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組み

性別により偏った仕事が行担されるなど、子育てと仕事の両立を妨げるような環境や意識は改善されなければなりません。また、子育てと仕事を両立していくうえでの悩み事などを気軽に相談できる環境を整備し職場環境の改善を進めます。

【総務課】

- ・性別や年齢などによるこれまでの職場慣行を撤廃し、多様なポストへの積極的な登用を行う。

- ・セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止のための対策を行う。
- ・「子育てと仕事の相談」窓口として職員が気軽に相談できる体制を整備する。
- ・人事異動等において、子育てしている職員に対し、子育てと仕事の両立を妨げないよう配慮する。

(8) 子育てバリアフリー

子育ては家庭や学校だけでなく、地域のいたるところが現場となります。市役所も安全で安心できる環境の整備が必要です。

【職員】

- ・外部からの来庁舎の多い施設において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベット、授乳室の設置等を行う。
- ・子どもを連れた人が、気兼ねなく施設に来ることができるよう、親切な対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。

(9) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

職員に対する子育て支援だけでなく、地域の方の子育て支援や、職員の地域における子育て支援活動への積極的な参加を推進する。

【職員】

- ・子どもが参加する地域の活動に、敷地や施設等を提供する。
- ・特技や趣味などを活かせる子ども・子育てに関する活動に積極的に参加する。
- ・安全な環境で安心して育てることができるよう、地域の自主的な防犯活動等に積極的に参加する。

(10) 子どもと触れ合う機会の充実

行政として、機会をとらえて、子どもの成長にプラスとなるような触れ合いの場を提供する。

【職員】

- ・開催する行事等は、家族での参加がしやすい内容とするなど、子どもとのふれあいの機会を増やす。
- ・「家庭の日（毎月第3日曜日）」の普及啓発に努め、子どもと触れ合う機会の充実を促す。